

管理している空き家・空き地をどうにかしたい！



空き家・空き地を
所有または管理し
ている



・庭木の剪定など
管理ができない

・日常管理の仕方
がわからない

・人に貸したい
・解体処分したい
・売りたい



町に
相談



町と協定を結んだ
大磯町シルバー人材センター
(☎70-6241) など
空き家管理業務を行っている事業者
をご案内します

町と協定を結んだ、
不動産業者をご紹介いたします。
その他、不動産のプロに相談がで
きます！

空き家・空き地はきちんと管理しましょう！

空き家は老朽化がすすみます。危険な状態で放っておくと防災面・防犯面のリスクが増大し、ご近所への悪影響を及ぼします。また、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく勧告を受け、当該空き家の敷地に係る住宅特例が解除された場合、固定資産税等の額が上昇します。個人で対応が難しい場合には、ご近所の皆さんと話し合いながら解決することなど、管理を持続できるようにしましょう。

問い合わせ：都市計画課

電話 61-4100 (内線242) (8:30~17:15 土日祝日、年末年始を除く)

Fax 61-1991 (代表)

メール akiyasoudan@town.oiso.kanagawa.jp (24時間受付可能、回答は翌平日以降)



空き家全般に関する相談窓口

神奈川県居住支援協議会事務局

(神奈川県すまいまちづくり協会)

☆電話(専用) 045-664-6901

(受付時間10:00~12:00・13:00~16:00 土日
祝日休み)

☆FAX 045-664-9359

☆E-mail(専用) akiyasoudan@machikyo.or.jp